



司法書士会からお知らせ

H28年4月版②

発行：東京司法書士会

～東京司法書士会で行う相談会や被災者向けの情報をお届けします～



《相続マメ知識⑤》 「廃除について」

＜相続マメ知識④＞では、相続資格を喪失させる制度として、一定の事由がある場合に法律上当然に相続資格を剥奪する相続欠格についてご説明いたしました。以下の場合には、被相続人が家庭裁判所に請求することにより相続資格を剥奪する制度として「廃除」という制度もあります。

1. 遺留分のある推定相続人（＝相続人となるはずの方）であること。
→＜相続豆知識②＞でご説明いたしました相続人のうち、配偶者・子・直系尊属がこれにあたります。したがって兄弟姉妹には、遺留分はありません。
2. 推定相続人が、被相続人に対して虐待をしたり、重大な侮辱を加えたり、その他の著しい非行がなされた場合。
 - ※1. 兄弟姉妹に上記2の事実がありましても廃除することは出来ませんが、兄弟姉妹以外の者に、遺言をすることで相続させないことができます。
 - ※2. 廃除は、直接家庭裁判所に申し立てるほか、遺言書によってすることができます。
 - ※3. 推定相続人に上記2の事実があり、一旦は廃除の請求または遺言をしたとしても、いつでも廃除の取消をすることができます。

面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。